

平成30年度3R促進ポスターコンクール 実施要領

1. 目的

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環の阻害に結び付く側面を有しています。我が国では、毎年、膨大な量の廃棄物が生ずるとともに、廃棄物等の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の増大、最終処分場の残余容量のひっ迫等さまざまな局面で深刻な状況が続いています。

私たちがこのような社会経済活動を続けた場合には、廃棄物を受け入れる環境容量の制約や資源制約に突き当たることになり、社会経済の持続可能な発展に支障を来すおそれがあります。

こうした現状を踏まえると、持続可能な社会に向けてさらに努力を傾注し、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組とも統合して、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指すとともに3R（廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））をはじめとした取組による、循環型社会の形成を、国内はもとより国際的にも実現していくことが喫緊の課題となっています。

また、循環型社会の形成に向けて、循環型社会形成推進基本法第15条の規定に基づき、平成30年6月19日に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、環境教育等促進法やESD（持続可能な開発のための教育）を踏まえ、あらゆる場で行う環境教育、環境保全活動等を総合的に推進することとされています。

本コンクールは、3Rを促進するため、作品の制作を通じて子どもたちの3Rの理解、態度変容を促すとともに、優秀な作品の表彰・活用を通じて、多くの国民の3Rの理解と態度変容を促進することを目的とするものです。

2. 主催

環境省及び3R活動推進フォーラム

3. 募集区分

作品の募集は以下の区分ごとに行う。

- ・小学生低学年の部（1年生、2年生）
- ・小学生中学年の部（3年生、4年生）
- ・小学生高学年の部（5年生、6年生）
- ・中学生の部

4. 応募規格、応募方法等

（1）応募規格

- ① 作品（ポスター）のサイズは、四つ切り画用紙（380mm×540mm）又はB3版（364mm×515mm）とし、規格外の応募は、無効とする。
- ② 作品は手描きとし、パソコン等を使用した作品、立体性のある作品（糊等を使用して張り付けたもの、切り絵等）は無効とする。
- ③ 応募作品は、循環型社会の構築に向けて、3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の理解をより一層深めるという観点から、

- ・ 絵画としての評価
- ・ 3 Rに関するキャッチコピー
- ・ ポスターとしてのデザイン性、アピール度から総合的に審査する。このため、地球温暖化問題や水の節約など3 Rとは異なったテーマでの応募は無効とする。
また、英語のつづりの間違い、誤字等があった場合も無効とする。

④ 応募は未発表のオリジナル作品に限る。他の作品の模倣・類似と認められる作品は、入賞決定後であっても賞を取り消す場合がある。

(2) 応募方法等
別に定める。

5. 審査方法及び審査基準

「別紙：平成30年度3 R促進ポスターコンクールの審査方法及び審査基準について」のとおりとする。

6. 賞の授与

募集区分ごとに以下の賞を授与する。

最優秀賞	1点	賞状
優秀賞	3点	賞状
佳作	10点	賞状

7. 入賞作品の決定及び通知

入賞作品は、5. に定める審査方法を経て環境大臣が決定する。また、入賞の通知は環境省(本業務請負者を含む)にて行う。

8. 表彰方法

最優秀賞については、10月12日(金)に開催する「第13回3 R推進全国大会(富山県)」において、環境大臣表彰を行うこととする。

優秀賞及び佳作については、入賞者の属する学校に賞状を送付することによって、当省による表彰に代えることとする。

9. その他留意事項

受賞作品を含む全ての応募作品は、返却しないものとする。

最優秀賞作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます)商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等の一切の権利を環境省に無償で譲渡し、また、当該作品に関する著作者人格権その他一切の人格権を環境省及びその指定する者に対して行使しない旨ご了解いただきます。

(受賞作品を活用する場合は、制作者の氏名(学年)、学校名とともに掲載する予定)

10. 個人情報の取り扱い

応募者の個人情報については、応募や審査に関するご連絡やその他審査事務に必要な範囲のみで使用します。また、審査委員会その他審査事務に関わる第三者に必要な限りで提供することがあります。

その他環境省における個人情報の取扱いについては、公式のプライバシーポリシーをご確認ください。